

医療保険訪問看護 重要事項説明書

利用者様用

〈 令和8年 3月 25日現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0773-56-0101 (午前8時30分～午後5時15分)

担 当 榎岡 真由美 *ご不明なことがあれば、何でもお尋ねください。

2. 訪問看護ステーション おおえ の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

代 表 者 名	福知山市病院事業管理者 阪上順一
所 在 地	福知山市厚中町231番地
電 話 ・ F A X 番 号	電話 (0773) 22-2101 FAX (0773) 22-6081
事 業 所 名	訪問看護ステーションおおえ
所 在 地	〒620-0301 京都府福知山市大江町河守 186 番地
電 話 ・ F A X 番 号	電話 (0773) 56-0101 FAX (0773) 56-0187
医 療 機 関 コ ー ド	2662690110
そ の 他 の サ ー ビ ス	介護保険サービス(訪問看護・介護予防訪問看護・居宅介護支援)
サ ー ビ ス 提 供 地 域 ※	福知山市域、舞鶴市岡田地区 ※上記以外の方でも、希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	看 護 師	1名	0名	1名
従 事 者	看 護 師	3名	1名	4名

(3) 営業時間

営 業 時 間	午前 8:30 ~ 午後 5:15
休 業 日	土曜日・日曜日・国民の祝日、12月29日～1月3日

3. サービス内容

- (1) 療養上の世話：食事(栄養)、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助(清拭・入浴など)、ターミナルケア
- (2) 診療の補助：薬の管理・援助、褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 精神的なケアに関すること
- (5) 家族支援に関すること：家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

◆訪問看護計画の作成

担当の看護職員等が、主治医の指示の基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。

4. 利用料金（別紙①）

- （１）療養費：加入保険の負担割合に基づき算定します。
- （２）交通費：通常のサービス提供実施地域を越えた場合に算定します。

◆その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者様の負担となります。

◆利用料金などのお支払方法

費用は月末に 1 か月ごとに計算し、翌月、請求書を発行します。大江分院の外来会計窓口でお支払いいただくか、口座振替で自動引き落としさせていただきます。入金確認後、領収書を発行します。支払方法については、ご相談ください。

5. 当訪問看護ステーションの特徴等

（１）運営方針

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、事業の実施にあたっては、主治医、関係市町村、地域の保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（２）その他サービス利用のために

- ・ 担当訪問看護師の変更を希望される方は、お申し出ください。
- ・ 訪問看護師への研修は、年 1 回以上実施します。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族等へ連絡を致します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに主治医、ご家族等に連絡を行います。また、事故の状況等について記録するとともにその原因を究明し再発防止に努めます。なお、事業所が提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には速やかに賠償手続きを進めます。

8. 感染対策の強化

事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- （１）従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- （３）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- （４）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- （５）従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 虐待防止

事業所は利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

11. 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②身体拘束等の適正化のための方針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11. 業務継続へ向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 個人情報の保護及び秘密の保持について（別添②参照）

※事業所は、利用者様及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※事業所が得た利用者様及びそのご家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

13. サービス内容に関する苦情

当事業所お客様相談・苦情担当

榎岡 真由美（訪問看護管理者）

受付時間：8：30～17：15

連絡先：電話 0773-56-0101

FAX 0773-56-0187

面接（当事業所2階相談室）

健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

別紙①

1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日程度）

	週3日目までの訪問		週4日目以降
基本療養費（Ⅰ）	看護師	5,550円	6,550円
基本療養費（Ⅱ）	精神障害者社会復帰施設等への訪問看護		
基本療養費（Ⅲ）	看護師	4,300円	5,300円
基本療養費（Ⅳ）	外泊時の訪問看護		
難病等複数回訪問加算	1日2回：4,500円／1日3回以上：8,000円		
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問	2,650円 月14日目まで	2,000円 月15日目以降
長時間訪問看護加算	週1日を限度		5,200円
複数名訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う（週1回程度）		4,500円
管理療養費1	月1日目 7,670円 2日目～3,000円		
退院時共同指導加算	8,000円		
退院時支援指導加算	6,000円		
特別管理指導加算	2,000円		
24時間対応体制加算	6,800円/月		
特別管理加算	2,500円または5,000円（月1回）		
在宅患者連携指導加算	3,000円（月1回）		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）		
看護・介護職員連携強化加算	2,500円		
訪問看護ターミナル療養費1	25,000円	訪問看護ターミナル療養費2	10,000円
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）		
訪問看護ベースアップ評価料（1）	780円/月		

2. 精神科訪問看護療養費

	週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目まで 30分未満
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費	看護師 5,550円	看護師 4,250円	看護師 6,550円	看護師 5,100円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)同日建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合の療養費	2人 看護師 5,550円	2人 看護師 4,250円	2人 看護師 6,550円	2人 看護師 5,100円
	3人 看護師 2,780円	3人 看護師 2,130円	3人 看護師 3,280円	3人 看護師 2,550円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定。			8,500円
長時間精神科訪問看護加算	1回の訪問看護の時間の時間が1時間30分を超える場合			5,200円
複数名精神科訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う1日に1回の場合4,500円 1日に2回の場合9,000円 1日に3回以上の場合14,500円			
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合			2,100円

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

(令和6年6月1日改定)

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が認める疾患など

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)) ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
---	---

3. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

交通費 (5km未満→ km)	5km未満	400円/回×訪問回数となります
実施地域外(5km以上→ km)	5km以上	1Km毎に50円加算となります
死後の処置料	11,000円	希望により、死後の処置を行った場合

個人情報の取り扱いについて

利用者様の状態に応じてより良いサービスを提供させていただくためには、利用者様の様々な情報が必要になりますが、利用者様との確かな信頼関係を築き安心してサービスを受けていただくために、個人情報に厳重に注意を払い個人情報の安全な管理を行ってまいります。

- 1、利用者様の情報管理については、個人情報保護に関する法律を厳守し、安全に管理いたします。
- 2、利用者様の情報は、サービス提供及びステーションの運営管理に必要な範囲においてのみ収集しています。又、運営管理等に必要な場合においても利用者様の情報をお知らせすることがありますので、明示いたします。

(ステーション内部での利用)

- 1) 当ステーションが利用者等に提供するサービス
- 2) 医療保険事務、会計等
- 3) 管理運営業務

(他の事業所等への情報提供)

- 1) 主治医、ケアマネージャー、他のサービス提供所等との連携
- 2) 主治医以外の医師等の意見・助言を求める場合
- 3) ご家族への病状や状態説明
- 4) 審査支払機関へのレセプト提出
- 5) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 6) 行政官庁への報告・届出等
- 7) 警察・消防署からの照会への回答

(その他の利用目的)

- 1) サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - 2) 外部監査機関への情報提供
 - 3) 症例研究
 - 4) 学生の実習
- 3、利用者様の個人情報の不正取得、紛失、破壊、改竄、漏洩を防止し、安全で正確な管理に努めます。
 - 4、利用者様の生活をお守りするために、個人情報を知らせる必要がある場合においても、その必要性を十分に検討し、利用者様の個人情報を保護するよう努めていきます。